

事務連絡  
令和4年12月14日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症重点医療機関における看護職員の欠勤者数の公表  
及びG-MISの日次調査項目の一部変更に係る周知依頼について

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策に多大なる御協力・御尽力を賜り  
厚く御礼申し上げます。

医療従事者の欠勤状況等については、都道府県等が医療従事者が不足してい  
る医療機関を把握し、医療人材の派遣の調整等を行う際に必要となることから、  
「新型コロナウイルス感染症対策に係る人材と医療提供状況に関するG-MIS調査  
項目の一部変更について（依頼）」（令和4年2月10日付け事務連絡）に基づ  
き、令和4年2月14日（月）から各病院に報告していただいているところです。

今夏の感染拡大時においては、医療従事者の欠勤等に伴う人員不足により、  
確保していた病床を稼働させることが難しくなる状況が生じたものと承知して  
います。

このことを踏まえ、先般、「オミクロン株による流行対応を踏まえた「保健・  
医療提供体制確保計画」の入院体制を中心とした点検・強化について（依頼）」  
（令和4年11月21日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、令和4年  
11月30日（水）より、毎週水曜日時点の各都道府県の重点医療機関における  
看護職員の欠勤者数について、下記のURLにて公表することとしました。

各都道府県におかれては、この情報も活用いただき、地域の感染状況等に即  
したフェーズ運用を促進いただくようお願い申し上げます。

なお、今後の感染拡大の状況等によっては、調査対象日、公表頻度について  
変動する可能性があることを申し添えます。

また、今夏においては、ご家族が新型コロナウイルス感染症の感染者や疑い患  
者、濃厚接触者となり世話が必要になったことなど、医療従事者本人の感染以外  
を理由とする欠勤も多く生じたことから、病院における日次調査の項目を、別添

の下線部分のとおり 12 月 15 日（木）の入力分から変更することとしました。

各都道府県におかれては、管内の病院に対して、別紙「新型コロナウイルス感染症対策に係る医療従事者に関する G-MIS の日次調査項目の一部変更について」を周知いただきますようお願い申し上げます。

<掲載ページ>厚生労働省ホームページ「医療機関等情報支援システム（G-MIS）：

Gathering Medical Information System」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00130.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html)

（照会先）

- ・ G-MIS の入力等の操作に関する問い合わせ

厚生労働省 G-MIS 事務局

電話番号： 0570-783-872

- ・ その他の本事務連絡の内容に関する問い合わせ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班

電話番号： 03-3595-3205